

桑野社労士 & FP 事務所だより

令和元年 6 月 10 日

第 111 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

民法（相続法）改正、遺言書保全法の制定

相続に関するルールが変わります

平成 30 年 7 月に、相続法の見直しと遺言書を法務局で保管する法律が成立しました。この改正は、我が国における平均寿命の伸び、社会の高齢化の進展に対応するためのものです。これらの法律は、平成 31 年 1 月 13 日から段階的に、施行されます。

配偶者居住権の新設 (2020 年 4 月 1 日 施行)

配偶者が相続開始時に、被相続人（無くなった方）所有の建物に居住していた場合、配偶者は配偶者居住権を取得することにより、終身または一定期間その建物に無償で居住することができるようになります。被相続人が遺贈などによって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。



夫婦間における居住用不動産の優遇措置 (2019 年 7 月 1 日 施行)

婚姻期間が 20 年以上ある夫婦で、居住用不動産（居住用建物又はその敷地）の遺贈又は贈与がされた場合、原則として、遺産分割における配偶者の取り分が増えることとなります。

預貯金の払戻し制度の創設 (2019 年 7 月 1 日 施行)

預貯金が遺産分割の対象となる場合、各相続人は遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができるようになります。

- (1) 預貯金債権の一定割合（金額による上限あり）については、家庭裁判所の判断を経なくても、金融機関の窓口における支払を受けられるようにする。

- (2) 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮処分の要件を緩和する。

自筆証書遺言の方式緩和 (2019 年 1 月 13 日 施行)

自筆証書遺言についても、財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。

法務局での自筆証書遺言の保管制度の創設

(2020 年 7 月 1 日 施行)

自筆証書遺言を作成した方は、法務大臣の指定する法務局に遺言の保管を申請することができます。

遺言者の死亡後に、相続人や受遺者らは、全国にある遺言書保管所において、遺言書が保管されているかどうかを調べること（「遺言書保管事実証明書」の交付請求）、遺言書の写しの交付を請求すること（「遺言書情報証明書」の交付申請）が遺言書を保管している遺言書保管所において遺言書を閲覧することもできます。

遺留分制度の見直し (2019 年 7 月 1 日 施行)

- (1) 遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるようになります。
- (2) 遺贈や贈与を受けた者が、金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができます。

特別寄与制度の創設 (2019 年 7 月 1 日 施行)

相続人以外の被相続人の親族（夫の父親の面倒を看た奥さんなど）が無償で被相続人の療養看護などを行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができるようになります。

（裏面に続く）

労働基準法 9

就業規則での一律規制

就業規則の合理的な改正は、内容に反対であろうと、従わざるを得ないというのがルールです。

しかし、合法的な規定でも、事情によっては必ずしも拘束力を持たないという場合があります。例えば、「競業禁止特約」を考えてみましょう。この契約は、就業規則への記載とともに、個別の労働者派遣の同意が条件になりますが、同業他社への就職を禁止するというものです。これによって、再就職先が制限されたり、違反すれば退職金不支給などのペナルティが課されますが、無制限に適されるわけではありません。職業選択の自由は憲法で保障されている基本的な権利ですから、この特約にも自ずと制限が加えられます。競業忌避特約の期間、勤務地・職種、本人の職歴・地位などを総合的にみて判断されます。

パート・アルバイトへの適用

現在、多くの職場では、正社員とともに派遣社員やパート・アルバイトなど、様々な雇用形態の方が同時に働いています。正社員とパート・アルバイトとでは、労働時間や休日・休暇、賃金の決定することなどに差がある場合が多くあります。その差については、合理的な理由が必要ですが、それを適用するパート・アルバイト用の就業規則が必要になります。もし、そのような規定がないのであれば、正社員の本則が適用されることとなります。

就業規則の作成手続き

就業規則の作成義務は使用者にあります。労働者も無関係ではありません。まず、作成義務が生じるのは、労働者が10人以上の事業所ですが、その人数にはパート・アルバイトなども含まれます。

そして、作成または変更に当たっては、労働者の過半数代表者の意見を聞き、その意見書を添付して労働基準監督署に届けます。また、就業規則は、事業所ごとに作成・届け出をすることが原則です。ただし、支店や営業所などが数多くあっても、就業規則の内容が同一の内容であるということなどの一定条件を満たせば、本社で一括して作成・届け出をすることができます。

なお、労働者代表の意見は、あくまで“意見”として添付されますので、同意を得ることや協議をすることまで

は求められません。ただし、この意見は尊重されるべきであることは、言うまでもありません。

過半数代表者とは

過半数代表者とは、労働者の半数以上が加入する労働組合がある場合はその労働組合、そのような労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者です。後者の場合は、管理監督者ではなく、公正な手続きで選出され、使用者の意向で選出されたものでないことが条件になります。

(次号に続く)

事務所からひとこと



私が参加するある社労士団体のシニア部会で、5月19日に「戒名と相続」に関する勉強会が行われました。その中で、戒名に関する内容をお伝えします。

戒名とは、仏教において受戒した者に与えられる名前です。仏門に入った証であり、戒律を守る印として与えられる。本来は、生前に与えられる。

日本においては、死生観の変化により死後に成仏するという思想のもと、故人に戒名を授ける風習が生まれた。死後の戒名は、出家していない一般の人が臨終の時または死後の直後に出家者として付けられる名前となる。葬儀の際には、2つの形式が存在する。生前に戒名をいただき、その戒名で葬儀を営む形。もう一つは、死後に授かり、僧侶としての資格で浄土に旅立つ形。僧としてあの世に行くことができれば、極楽浄土がかなうと信じられてきた。

戒名の構成は、上頭文字、院号、道号、法号、尊称からなり、宗派によって異なる。戒名の価格は、20万円から100万円を超えるものまで、様々である。しかし、仏教界の見解としては、戒名料というものは存在しないということになっているようだ。

さて、次の戒名はどなたのでしょうか？

陽光院天真寛裕大居士

茲唱院美空日和清大姉